

令和5年度  
森林経営管理制度実施円滑化事業のうち  
所有者不明森林等における探索等工程調査業務

報 告 書

令和6年2月



令和5年度森林経営管理制度実施円滑化事業のうち  
所有者不明森林等における探索等工程調査業務報告書

目 次

I	事業の概要	1
1.	事業の目的等	1
2.	事業実施の基本方針	1
II	実施内容	2
1.	実施フロー	2
2.	不明森林所有者等の探索	3
(1)	不明森林所有者等の探索方法	3
1)	所有者探索の実施箇所	3
①	亀山市	3
②	福井市	4
2)	不明森林所有者等の探索方法	5
3)	不明森林所有者等の探索の範囲	5
(2)	不明森林所有者等の探索結果	5
1)	亀山市	5
2)	福井市	7
(3)	不明森林所有者等の探索における今後の課題について	9
3.	確知所有者の意向調査	10
(1)	意向調査の実施方法	10
(2)	意向調査概要	
1)	亀山市	10
①	意向調査の概要	10
2)	福井市	
①	意向調査の概要	10
4.	工程調査	10
(1)	不明森林所有者等の探索における工程	10
1)	亀山市	10
①	計画・準備	10
②	公的資料の調査	10
③	相続関係説明図の作成	11
④	相続関係説明図の整理	11
⑤	照査	11
⑥	打合せ協議	11
2)	福井市	11
①	計画・準備	11
②	公的資料の調査	11
③	相続関係説明図の作成	11
④	相続関係説明図の整理	11
⑤	照査	12
⑥	打合せ協議	12

(2) 確知所有者の意向調査における工程	12
1) 亀山市	12
① 意向調査準備	12
② 意向調査（訪問）	12
③ 意向調査（郵送）	12
④ 打合せ協議	12
2) 福井市	12
① 意向調査準備	12
② 意向調査（訪問）	13
③ 意向調査（郵送）	13
④ 打合せ協議	13
5. 現地調査及び特例措置の活用に向けた資料整理	13
(1) 航空レーザーデータ計測結果	13
(2) 経営管理の内容	13
1) 亀山市	13
2) 経営管理権集積計画（案）	13

## I 事業の概要

---

### 1. 事業の目的等

本事業は、森林経営管理法に規定された所有者不明森林等における特例制度（同法第二章第二節に係る特例制度）の活用に向け、市町村が意向調査を実施した結果、所有者不明森林とされた森林等において、専門家による所有者の探索を実施し、当該探索に要した人工数及び探索により把握できた所有者の同意取得までに必要となる人工数等を調査するとともに、特例制度活用に向けた準備を支援することを通じて、特例制度の全国的な活用に向けた基礎情報の収集及びその展開を図ることを目的としています。

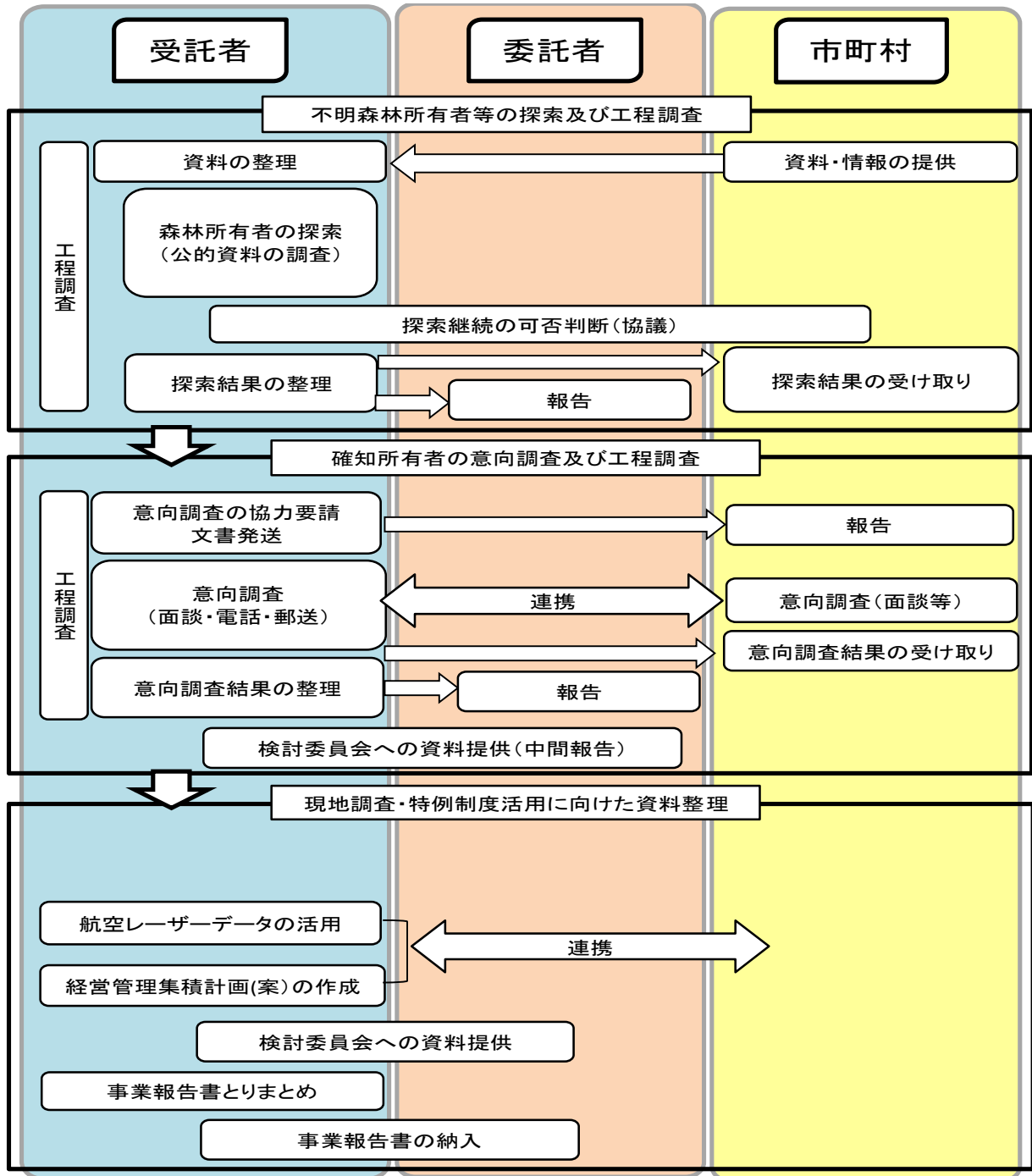
### 2. 事業実施の基本方針

本事業においては、特例制度活用に向けた準備支援としての位置づけの下、所有者不明森林とされた森林等の所有者探索等の作業手順、各作業工程において生ずる課題点等の基礎情報を業務の実施過程において収集し、これらの基礎情報、事業の進行状況、人工数等を林野庁担当官に随時報告したうえで次工程の実施の可否等を各工程の関連性を踏まえ協議しながら事業の遂行を図る必要があることから、職権等による住民票、戸籍謄本等の取得事務（一部）及び赤色立体地図の作成を除く全ての業務を自社内で実施し、事業全体を一貫した進行管理の下で遂行することによりレスポンスの向上を図るとともに、事業全体の流れを踏まえた様々な提案を行い、モデルケースとしての事業に資することとします。

## II 事業の実施内容

### 1. 実施フロー

以下に示す実施フローにより、事業を実施した。



## 2. 不明森林所有者等の探索

### (1) 不明森林所有者等の探索方法

#### 1) 所有者探索の実施箇所

所有者探索は、三重県亀山市、福井県福井市の2地区において実施した。

##### ① 三重県亀山市

亀山市には、12,012haの森林があり、その約97%（11,659ha）が民有林である。このうち、8,112haが人工林で民有林全体の約7割を占めている。

亀山市では、林業は基幹産業として、林産物の生産・供給を通して市の発展に大きく寄与してきました。しかし、近年林業をとりまく状況は、木材価格の低下や人件費や燃料代等の経費の上昇、林業従事者の減少・高齢化により、間伐・保育などの適正な森林管理がなされていない森林が増加するなど人工林の間伐が遅れています。

更に、最近では、地球温暖化等の影響で想定外の豪雨に見舞われることによる土砂崩れ等の多発、世代交代等による森林の境界がわからない、所有者が把握できない森林の増加、ニホンジカ等野生鳥獣による森林被害の増加などの問題も生じています。

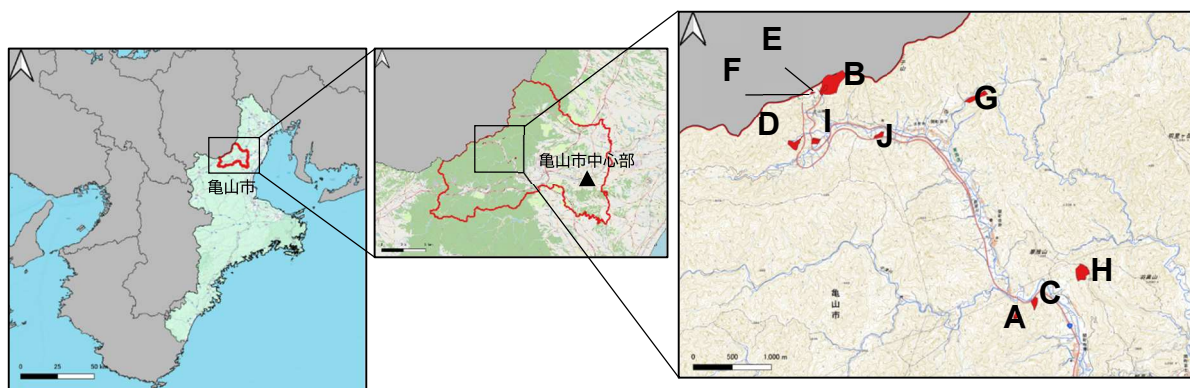
一方、平成30年度には森林経営管理法が施行され、森林所有者の責務が明確にされるとともに、亀山市では、森林環境譲与税を活用し、森林所有者による森林整備が困難な森林を行政が代わって整備し、管理されている森林の増加に努めています。

森林は、木材の供給をはじめ、水源のかん養や土砂流出防止、地球温暖化の防止等の多面的機能を有していますが、適切な整備を行わなければ、こうした機能が十分に発揮されません。このため、森林資源の有効活用を図りながら、森林の適切な整備及び保全を進めることにより、将来にわたる森林の多面的機能の持続的な発揮を目指す必要があります。

森林経営管理制度については、過去10年間、間伐等の森林整備の履歴がない人工林を対象として、令和元年度から本制度に着手している。

本事業では、令和元年度の意向調査時に宛先不明で返送されてきた箇所であるA～Jの10か所（30筆）を対象とした。その理由は以下の通り。

- ・集積計画策定地の隣接地であり、集積計画を策定することができるため。
- ・幹線道路等の道沿いであり、集積計画を策定することで管理が容易になるため。



## ② 福井県福井市

福井市には、31,955haの森林があり、その99%（31,846ha）が民有林である。このうち、19,365haを人工林が占めている。

福井市の森林資源は充実し、木材として利用可能な40年生以上の人工林が9割を超えるなど、本格的な伐採時期を迎えており、資源の有効利用の観点から、積極的な木材利用が求められる一方、計画的な伐採や再造林等による適切な更新を図り、齢級構成を平準化することにより、持続可能な森林経営に向けた資源の適正な管理を行う必要がある。

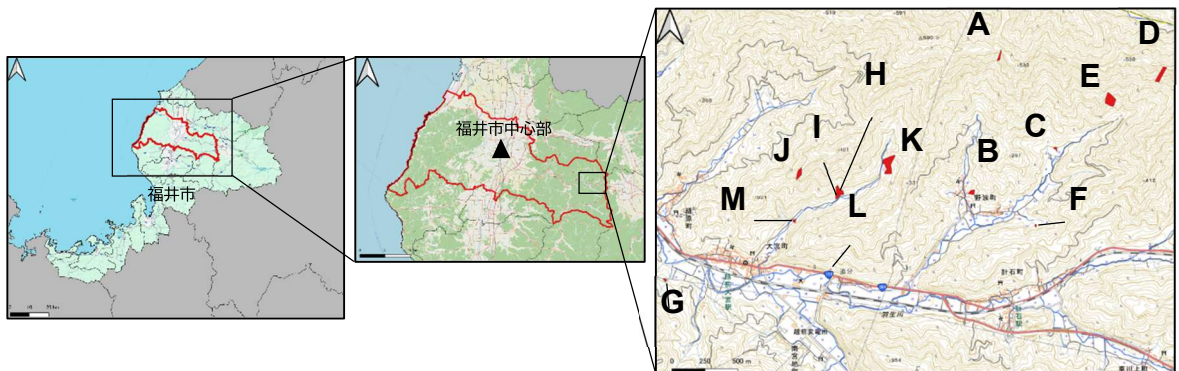
また、森林所有者の高齢化、不在村化が進む中で、森林の公益的機能の維持・増進を図り、効率的な森林整備を行うため、森林所有者の特定や土地境界の確定を進めていく必要があるとともに、新たな森林経営管理制度を活用し、森林を適切に経営管理する必要がある。

気候変動に起因すると考えられる近年の記録的な豪雨等による林道の法面崩壊や山腹崩壊や土石流等の災害を未然に防止し被害を軽減するために、県と連携し、林道の災害復旧や治山施設の設置等、山地災害対策を一層進めていく必要がある。

森林経営管理制度については、森林法第2条第3項に規定する民有林のうち、地域森林計画対象森林の私有林に対し、森林管理の適正化や林業経営の効率化を図るため、経営意向調査の対象森林に対し、優先順位を設け選定し、令和元年度から本制度に着手している。

本事業では、これまで登記事項証明書及び固定資産台帳を突合し、一部の現所有者は把握しているが探索は未実施である箇所並びに登記年月日が明治時代及び大正時代であるため、現所有者の特定ができず未実施である箇所A～Mの13か所（13筆）を対象とした。その理由は以下の通り。

- 森林経営計画施業受託地の隣接地であり、特例措置を活用し、集積計画を策定することで一体的に施業することができるため。
- 自伐型林業大学校の創設地であり、今後自伐型林業大学校の卒業生が特例措置を活用し、集積計画を策定することで一体的に施業することができるため。



## 2) 不明森林所有者等の探索方法

調査については、林野庁担当官と協議をし、市と受託者である株式会社四門とで連携し（別添①「包括協定書」）、公的資料の取得を公用請求で行うこととした。基本的に、公的資料（住民票、戸籍謄本等）の調査を実施したが、住民票等で十分な情報が得られない場合には、税務部局から提供された固定資産課税台帳の情報を活用した。

調査結果は、相続の関係を示す相続関係説明図を作成し、とりまとめを行った。

## 3) 不明森林所有者等の探索の範囲

探索業務の進捗状況を林野庁担当官に定期的に報告するとともに、共有者が多数若しくは広域におよぶ、相続が3世代を超える、戸籍の収集が不能等、次工程に進む場合の課題点を踏まえながら、探索継続の可否を亀山市及び福井市を含めて協議し、探索の範囲を決定した。

## (2) 不明森林所有者等の探索結果

### 1) 亀山市

探索の対象は、以下表に示す A～J の 10 か所 30 筆（登記名義人 10 人）を選定し、探索を行った。2月29日時点における探索の結果は以下のとおり。

対象地	筆数	面積 (㎡)	原因	登記名義人 (人)	探索結果	所有者の判明状況	公的書類を請求後、返送されてくるまでの延べ日数	備考
A	2	2,727	昭和 10 年 贈与	1	配偶者：1名 第一世代 (子)：9名 第二世代 (孫)：6名	戸籍調査により判明	368日	
B	1 6	77,46 3	昭和 57 年 相続	1	配偶者：1名 第一世代 (子)：2名	戸籍調査により判明	17日	
C	1	3,835	昭和 34 年 相続	1	本人存命	戸籍調査により判明	48日	
D	2	1,643	昭和 53 年 贈与	1	配偶者：1名 第一世代 (子)：2名	戸籍調査により判明	46日	
E	1	171	明治 32 年 売買	1	配偶者：1名 第一世代 (子)：12名 第二世代 (孫)：6名 第三世代 (曾孫)：6名	戸籍調査により判明	411日	



F	3	1,414	昭和 51 年 売買	1	戸籍請求打切 (住所消滅)	所有者全 員不明	55 日	
G	1	11,50 4	昭和 45 年 売買	1	戸籍該当なし	所有者全 員不明	72 日	
H	1	5,090	平成 5 年 相続	1	本人存命	戸籍調査 により判 明	29 日	
I	1	11,71 5	昭和 48 年 売買	1	配偶者：1 名 第一世代 (子)：4 名	戸籍調査 により判 明	171 日	
J	2	6,520	昭和 47 年 相続	1	戸籍請求打切 (住所同一)	所有者全 員不明	55 日	
合 計	3 0	122,08 2		10	相続人判明者 (名) 本人存命 2 名		1,272 日	

「戸籍請求打切」との結果になったFについては、登記簿上の所有者の住所に戸籍謄本等を請求するも、該当者なしとの結果であった。そこで、税務部局へ照会したところ、登記簿上の所有者の住所とは異なる住所を入手した（下記参照）。

※登記簿：●●区八番町三丁目55番地、税務部局：●●区八番三丁目55番地

このことから、公用請求前に亀山市の歴史を調べたところ、昭和初期に八番町が成立したが、昭和後期に八番町は八番一丁目・八番二丁目および六番三丁目にそれぞれ編入され消滅している。これらの状況より、そもそも八番は一丁目・二丁目までであり、三丁目が無いことから、税務部局の提供所在地で公用請求しても結果は「該当なし」となることが濃厚であるため、亀山市と協議の結果、戸籍謄本等の請求を打ち切ることとした。

「戸籍該当なし」との結果になったGについては、登記簿上の所有者の住所に戸籍謄本等を請求するも、該当者なしとの結果であった。そこで、税務部局へ照会し、新たに得られた住所に戸籍謄本等を請求するも、該当者なしとの結果であった。

「戸籍請求打切」との結果になったJについては、登記簿上の所有者の住所に戸籍謄本等を請求するも、該当者なしとの結果であった。そこで、税務部局へ照会したところ、登記簿上の所有者の住所と同一であったため、亀山市と協議の結果、戸籍謄本等の請求を打ち切ることとした。

（探索調査の詳細な結果については、別添②「相続関係説明図（亀山市）」参照。）

2) 福井市

探索の対象は、以下表に示す A~M の 13 か所 13 筆（登記名義人 21 人）を選定し、探索を行った。2月29日時点における探索の結果は以下のとおり。

対象地	筆数	面積 (㎡)	原因	登記名義人 (人)	探索結果	所有者の判明状況	公的書類を請求後、返送されてくるまでの延べ日数	備考
A	1	198	昭和 60 年 相続	2	本人存命	戸籍調査により判明	92 日	
B	1	52	明治 37 年 登記	1	配偶者：1 名 第一世代 (子)：2 名 第二世代 (孫)：4 名	戸籍調査により判明	110 日	
C	1	363	平成 8 年 贈与	1	相続人判明 (2 名命)	戸籍調査により判明	196 日	
D	1	1,163	昭和 51 年 相続	1				
E	1	1,388	昭和 55 年 売買	1	除住民票に本籍未記載のため、再取得後に調査継続		78 日	
F	1	241	不明	1	林地台帳の現所有者又はみなし所有者から遡り調査中		59 日	
G	1	26	明治 40 年 遺産相続	7	配偶者：5 名 第一世代 (子)：41 名 第二世代 (孫)：38 名		1,572 日	登記名義人のうち、G-4 については相関図作成に至っていない
H	1	406	大正 5 年 売買	1	配偶者：1 名 第一世代 (子)：2 名 第二世代 (孫)：5 名 第三世代 (曾孫)：2 名	戸籍調査により判明	206 日	H と I は同一人物と判断
I	1	69	大正 8 年 売買	1				
J	1	297	大正 8 年 売買 昭和 29 年	2	第一世代 (子)：10 名 第二世代		301 日	登記名義人のうち、

			相続		(孫)：15名			J-1については 相続関係 図作成に 至ってい ない
K	1	396	大正 7年 売買	1	配偶者：1名 第一世代 (子)：11名 第二世代 (孫)：25名 第三世代 (曾孫)：13 名		752日	
L	1	6.22	大正 2年 家督相続	1	転籍を繰り返しているため、 相続関係図作成に至っていない		110日	
M	1	16	明治 43年 遺産相続	1	配偶者： 第一世代 (子)：9名 第二世代 (孫)：4名		270日	
合計	1 3	4,621. 22		21	相続人判明者 (名) 本人存命2名		3,746 日	

(探索調査の詳細な結果については、別添③「相続関係説明図(福井市)」参照。)

### (3) 公的書類の取得方法の違いによる取得までの日数及び金額の比較

#### 1) 公用申請における平均取得日数(延べ日数)及びその理由

本業務のモデル地区各市の1対象者における取得平均日数は、下記の通り。

亀山市：平均 25 日間(下記①+②日数参照)

作業	①請求する市区町村へ公用請求するまでに要した日数			
	(1)申請書データの送付(メール)	(2)申請書(紙)の郵送	(3)公用請求	計
	四門→亀山市	亀山市→四門	四門→各市区町村	
第1回目	1	5	8	14
第2回目	1	6	4	11
第3回目	1	9	1	11
第4回目	1	9	1	11
第5回目	1	6	1	8

作業	②請求後、亀山市から回答されるまでに要した日数（回数ごと）		
	(4)公用請求の返送	(5)戸籍等請求書類の郵送	計
	各市区町村→亀山市	亀山市→四門	
第1回目	14	1	15
第2回目	12	1	13
第3回目	15	3	18
第4回目	15	1	16
第5回目	8	3	11

福井市：平均 26 日間（下記①+②日数参照）

作業	①請求する市区町村へ公用請求するまでに要した日数（回数ごと）			
	(1)申請書データの送付(メール)	(2)申請書(紙)の郵送	(3)公用請求	計
	四門→福井市	福井市→四門	四門→各市区町村	
第1回目	1	6	1	8
第2回目	1	5	1	7
第3回目	1	6	4	11

作業	②請求後、福井市から回答されるまでに要した日数（回数ごと）		
	(4)公用請求の返送	(5)戸籍等請求書類の郵送	計
	各市区町村→福井市	福井市→四門	
第1回目	9	4	13
第2回目	21	1	22
第3回目	20	1	21

取得までの流れにおいて、主に庁内での決裁に平均 10 日間を要し、申請した市区町村から公的資料の返送並びに庁内での整理、確認、発送までに平均 15 日間を要した。

## 2) 市町村による公用請求での取得の具体例

本業務で実施している所有者の探索のうち、1対象地において16名の請求対象者の事例では、令和5年8月31日に探索を開始し、令和6年2月7日までの161日間で延べ21名分の公的書類を請求した。なおその際の公的書類を請求してから返送されてくるまでに要した期間は、延べ368日であった。

## 3) 法令上の取得権限による専門家（司法書士）での取得の具体例（令和4年度準用）

令和4年度の業務において、司法書士による所有者の探索において、上記3の公用申請における取得の具体例と同程度の請求対象者数の場合では、令和4年12月14日に探索を開始し、令和5年1月6日までの26日間で延べ18名分の公的書類を請求した。なお、その際の公的書類を請求してから返送されてくるまでに要した期間は、延べ104日間であった。

## 4) 公的書類取得に係る費用

①専門家（司法書士）による取得に係る費用（令和4年度） ￥729,537-

②公用申請による取得に係る費用（令和5年度継続中） ￥21,468-

取得に係る費用として、①では、申請手数料（小為替）、切手代及びレターパック代等、②では、切手代を、それぞれ計上している。

## （4）不明森林所有者等の探索における今後の課題について

本業務では、法令上の取得権限を有する司法書士等による職務上請求を活用せず、市町村による公用請求での公的資料の取得を実施した結果、公的書類を取得するまでに日数を要した。具体的には、主に庁内での決裁（庁内で決裁をとり、印刷、押印した申請書（紙媒体）を受託者へ郵送する）に平均10日間を要し、申請した市区町村から公的資料の返送並びに庁内での整理、確認、発送までに（申請した市区町村より、公的資料を受領。それらを庁内で整理し、受託者へ郵送する）平均15日間を要した。

公用請求のみで公的書類を取得する場合には、予め、庁内での決裁期間等を把握しておくことが課題となった。

### 3. 確知所有者の意向調査

#### (1) 意向調査の実施手法

不明森林所有者等の探索によって判明した確知所有者に対して、郵送により意向調査を実施した。

#### (2) 意向調査概要

##### 1) 亀山市

###### ① 意向調査の概要

2. 不明森林所有者等の探索 (2) 不明森林所有者等の探索結果 1) 亀山市に示す対象地 B、C、H、I については、戸籍調査により本人存命 2 名を確知並びに法定相続人 7 人を確知したため、亀山市の指示により、郵送による意向調査を実施した。

なお、それ以外の対象地については、亀山市との協議の結果、本業務においては、意向調査を実施しないこととなった。

(別添④「所有森林に関する意向調査について」参照)

##### 2) 福井市

###### ② 意向調査の概要

2. 不明森林所有者等の探索 (2) 不明森林所有者等の探索結果 1) 福井市に示す対象地 A、C、D については、戸籍調査により本人存命 1 名を確知並びに法定相続人 2 人を確知したため、福井市の指示により、郵送による意向調査を実施した。

なお、それ以外の対象地については、福井市との協議の結果、本業務においては、意向調査を実施しないこととなった。

(別添⑤「所有山林に関する意向調査」参照)

### 4. 工程調査

別添⑥「所有者不明森林等における工程調査総括表 (総合計)」

#### (1) 不明森林所有者等の探索における工程

##### 1) 亀山市

###### ① 計画・準備

令和 5 年 7 月 20 日に初回の打合せ協議を実施した。

作業計画に 1 時間、打合せ協議に延べ 8 時間 (実時間 4 時間) を要し、計画・準備の作業延べ時間として 9 時間を要した。

###### ② 公的資料の調査

令和 5 年 8 月 30 日に調査を開始し、令和 6 年 2 月 29 日時点において、

探索に 183 日、探索作業時間延べ約 118 時間を要し、106 通の戸籍謄本等を取

得した。

### ③相続関係説明図の作成

相続関係説明図の作成は、公的資料の調査において判明した相続関係について相続関係説明図にまとめる作業であり、令和5年9月22日から令和6年2月29日時点において、作業時間延べ38時間を要した。

### ④相続関係説明図の整理

相続関係説明図の整理は、作成した相続関係説明図の調製、整理、編纂等を行う作業であり、令和6年2月7日から同年2月29日時点において、探索結果の整理作業に12時間を要した。

### ⑤照査

相続関係説明図の照査作業は令和5年11月22日から、令和6年2月29日時点において、作業時間延べ2時間を要した。

### ⑥打合せ協議

作業方針等について市町村と打合せ協議を令和5年8月22日、同年11月27日、令和6年1月15日に実施した。

作業時間延べ7時間（実時間6時間）を要した。

（別添⑦「所有者不明森林等における工程調査結果（亀山市）」参照。）

## 2) 福井市

### ①計画・準備

令和5年7月14日に初回の打合せ協議を実施した。

作業計画に1時間、資料収集及び整理に6時間、打合せ協議に延べ6時間（実時間4時間）を要し、計画・準備の作業延べ時間として13時間を要した。

### ②公的資料の調査

令和5年8月30日に調査を開始し、令和6年2月29日時点において、探索に183日、探索作業時間延べ約252時間を要し、418通の戸籍謄本等を取得した。

### ③相続関係説明図の作成

相続関係説明図の作成は、公的資料の調査において判明した相続関係について相続関係説明図にまとめる作業であり、令和5年9月13日から令和6年2月29日時点において、作業時間延べ66時間を要した。

#### ④相続関係説明図の整理

相続関係説明図の整理は、作成した相続関係説明図の調製、整理、編纂等を行う作業であり、令和6年2月13日から同年2月29日時点において、作業時間延べ10時間を要した。

#### ⑤照査

相続関係説明図の照査作業は令和5年11月22日から令和6年2月29日時点において、作業時間延べ1時間を要した。

#### ⑥打合せ協議

作業方針等について市町村と打合せ協議を令和5年8月22日、令和6年2月2日に実施した。

作業時間延べ3時間（実時間3時間）を要した。

（別添⑧「所有者不明森林等における工程調査結果（福井市）」参照。）

### （2）確知所有者の意向調査における工程

#### 1）亀山市

##### ①意向調査準備

相続関係説明用資料、意向調査案内文等の作成及び発送の作業を令和6年1月12日から令和6年2月14日に実施した。

作業時間延べ6時間を要した。

##### ②意向調査（訪問）

訪問による意向調査は実施しなかった。

##### ③意向調査（郵送）

郵送による意向調査（意向調査票、説明用資料等の送付）を令和6年1月18日に実施した。

作業時間延べ4時間を要した。

##### ④打合せ協議

作業方針等について市町村と打合せ協議は計画・準備に含めて実施した。

（別添⑦「所有者不明森林等における工程調査結果（亀山市）」参照。）

#### 2）福井市

##### ①意向調査準備

相続関係説明用資料、意向調査案内文等の作成及び発送の作業を令和6年2月



13日から同年2月16日に実施した。  
作業時間延べ6時間を要した。

## ②意向調査（訪問）

訪問による意向調査は実施しなかった。

## ③意向調査（郵送）

郵送による意向調査（意向調査票、説明用資料等の送付）を令和6年2月20日から令和6年2月22日に実施した。  
作業時間延べ8時間を要した。

## ④打合せ協議

作業方針等について市町村と打合せ協議は計画・準備に含めて実施した。

（別添⑧「所有者不明森林等における工程調査結果（福井市）」参照。）

## 5. 現地調査及び特例措置の活用に向けた資料整理

### （1）航空レーザーデータ計測結果（亀山市）

特例措置の活用に向けた資料として、所有者が不明であることが判明している対象地F、G、Jについて、亀山市より空中写真、立体地形表現図、林相判読図、林相区分及び毎木データを収集した。

（別添⑨「航空レーザーデータ計測結果（亀山市）」参照）

### （2）経営管理の内容

市の担当職員と協議し、当該森林における経営管理の内容を決定した。

#### 1) 亀山市

- ・対象地F、G、Jは、近隣で経営管理権集積計画を策定している林分があることから、経営管理権を設定して、集積・集約化を図りたい方針である。
- ・特例措置を活用した場合、近隣の経営管理権集積計画と同様に、市町村森林経営管理事業による間伐を行い、森林の持つ多面的機能を発揮させる施業を実施する。

#### 2) 経営管理権集積計画（案）

存続期間：20年間

経営管理の内容：間伐を1回以上（水源涵養・山腹崩壊等の災害リスクや生物多様性に配慮しながら実施）

市有林と同程度の回数、林道等から目視による確認

費用負担：市町村が全額負担

利益還元：収益があっても費用に充てることとし、利益を還元しない

（別添⑩「経営管理権集積計画（案）（亀山市）」参照。）

所有者不明森林等における工程調査総括表(総合計)

Phase	作業内容(大項目)	作業内容(細項目)	市町	実働時間 (時間)	計	期間 (日数)	対象面積 (ha)	対象筆数 (筆)	人日/ha	人日/登記名義人	登記名義人 (人)	戸籍謄本等 (通)	関係権利者数 (人)						
0	計画・準備	1 作業計画	亀山市	1.00	22.00	2.00	12.21	30	0.01	0.22	0.01	0.09	10.00	10					
			福井市	1.00			0.46	13	0.27				21.00	21					
		2 資料収集及び整理	亀山市	0.00		6.00	12.21	30	0.00		10.00		0						
			福井市	6.00			0.46	13	1.62		21.00		21						
		3 打合せ協議	亀山市	8.00		14.00	12.21	30	0.08		10.00		10						
			福井市	6.00			0.46	13	1.62		21.00		21						
1	不明森林所有者等の探索	1 公的資料の調査	亀山市	118.00	508.00	370.00	12.21	30	1.21	5.01	1.48	2.05	10.00	106	42				
			福井市	252.00			0.46	13	68.16				1.50	21.00	418	194			
		2 相続関係説明図の作成	亀山市	38.00		104.00	9.37	22	0.51		5.00		42						
			福井市	66.00			0.44	12	18.65		0.39		21.00	194					
		3 相続関係説明図の整理	亀山市	12.00		22.00	9.37	22	0.16		5.00		42						
			福井市	10.00			0.44	12	2.83		0.06		21.00	194					
		4 照査	亀山市	1.00		2.00	9.37	22	0.01		5.00		42						
			福井市	1.00			0.44	12	0.28		0.01		21.00	194					
		5 打合せ協議	亀山市	7.00		10.00	9.37	22	0.09		10.00		42						
			福井市	3.00			0.44	12	0.85		0.02		21.00	194					
		2	確知所有者の意向調査	1 意向調査準備		亀山市	6.00	24.00	12.00		9.81		6	0.08	0.30	0.08	0.23	9.00	9.00
						福井市	6.00				0.17		2	4.35				0.19	4.00
				2 意向調査(訪問)		亀山市	0.00		0.00		0.00		0	—		9.00		0.00	
						福井市	0.00				0.00		0	—		0.00		4.00	0.00
3 意向調査(郵送)	亀山市			4.00	12.00	9.81	6		0.05	9.00	9.00								
	福井市			8.00		0.17	2		5.80	0.25	4.00	4.00							
4 意向調査(説明会開催)	亀山市			0.00	0.00	0.00	0		—	9.00	0.00								
	福井市			0.00		0.00	0		—	0.00	4.00	0.00							
5 意向調査結果のまとめ	亀山市			0.00	0.00	0.00	0		—	9.00	9.00								
	福井市			0.00		0.00	0		—	0.00	4.00	4.00							
6 照査	亀山市			0.00	0.00	0.00	0		—	9.00	9.00								
	福井市			0.00		0.00	0		—	0.00	4.00	4.00							
7 打合せ協議	亀山市			0.00	0.00	9.81	6		0.00	9.00	9.00								
	福井市			0.00		0.17	2		0.00	0.00	4.00	4.00							
小計				554.00		554.00													

※人日/ha及び人日/登記名義人については1日の実働時間を8時間として計算。